

まちづくりプラットフォームの運用について 【改訂版】

(2019年12月改正)

日本都市計画学会中部支部が中部地区の7県3政令市と連携して進めてきた中部地区7県内市町村を対象とする都市計画に関する有識者の紹介システム「まちづくりプラットフォーム」が、2007年10月から運用を開始しました。

この「まちづくりプラットフォーム」には、日本都市計画学会員である大学教員などの学識者のみならず、都市計画行政の経験者の方々にも有識者として登録いただいています。

市町村における都市計画行政の推進にあたり、有識者の活用をお考えのときは、この「まちづくりプラットフォーム」の各県・政令市の窓口にお問い合わせください。

都市計画に関する有識者として活用が期待される分野の例として、

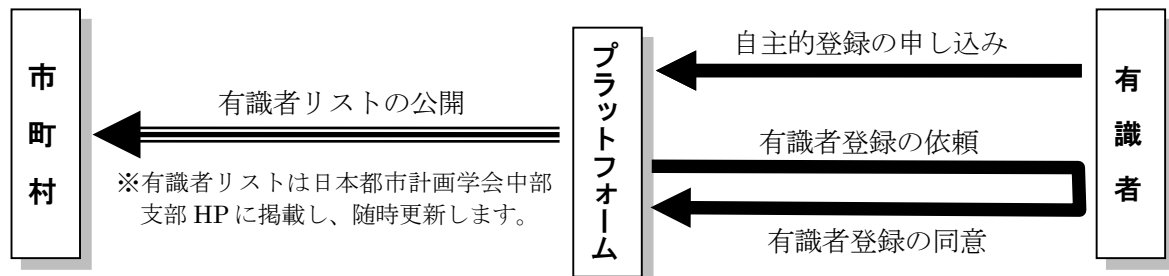
- ① 都市計画審議会の委員
- ② 各種の検討委員会・策定委員会の委員 (ex. 都市計画マスタープラン、中心市街地活性化)
- ③ 事業評価委員会 (ex. 社会資本整備総合交付金事業など)
- ④ 職員研修会の講師
- ⑤ 市民講座・講演会の講師

などが考えられます。

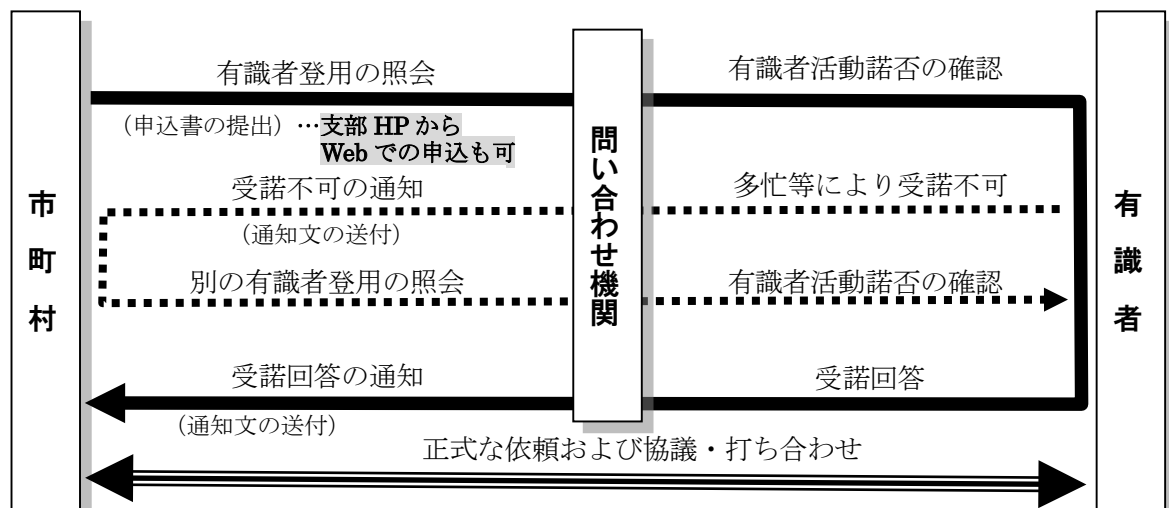
派遣費用は依頼団体の負担とし、金額は講師と直接交渉して決定いただきます。

なお、有識者の登録や問い合わせの流れは下図のとおりです。

【 有識者登録の流れ 】



【 有識者問い合わせの流れ 】

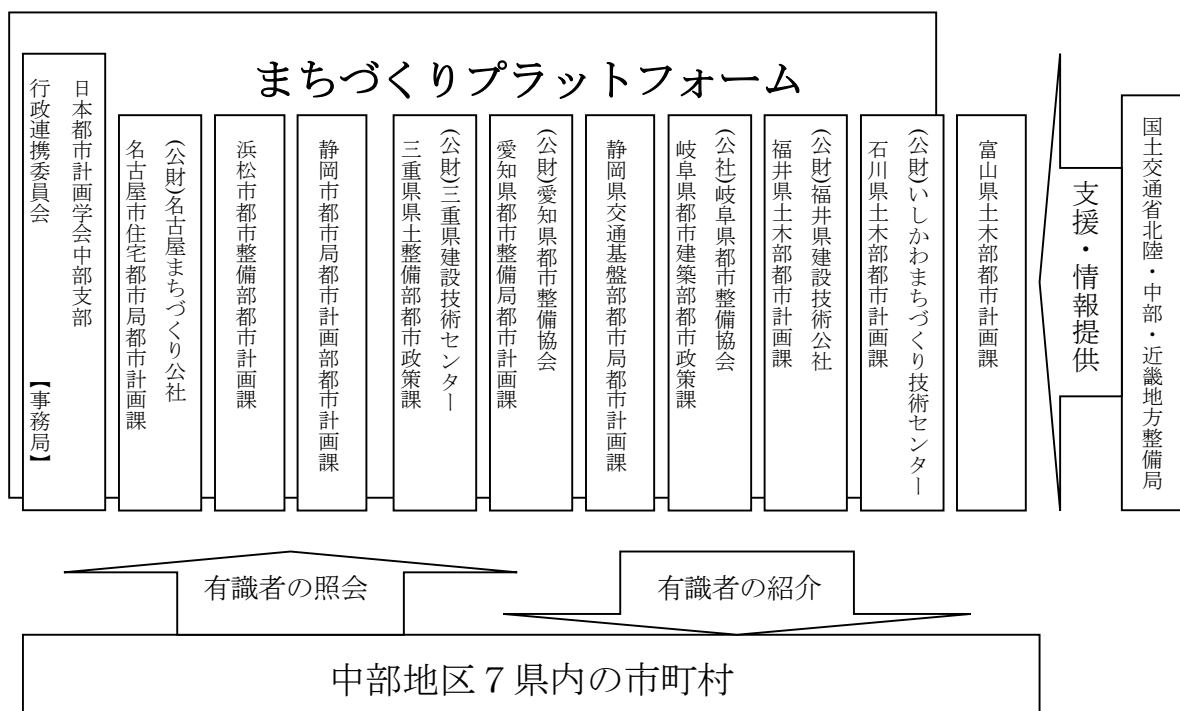


各県および政令市の問い合わせ機関は次のとおりです。

【 問い合わせ機関一覧 】

問い合わせ機関および担当部局		電話番号	E-mail (代表)
富山県	富山県土木部都市計画課	076-444-3346(直通)	窓口担当者にお尋ねください
石川県	(公財)いしかわまちづくり技術センター まちづくり業務課	076-239-1616(代表)	窓口担当者にお尋ねください
	石川県土木部都市計画課	076-225-1757(直通)	窓口担当者にお尋ねください
福井県	(公財)福井県建設技術公社 業務課	0776-20-0391(代表)	窓口担当者にお尋ねください
	福井県土木部都市計画課	0776-20-0498(直通)	tokei@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	(公社)岐阜県都市整備協会 事業課	058-274-0080(代表)	窓口担当者にお尋ねください
	岐阜県都市建築部都市政策課	058-272-8649(直通)	窓口担当者にお尋ねください
静岡県	静岡県交通基盤部都市局都市計画課	054-221-3698(直通)	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	(公財)愛知県都市整備協会 まちづくり事業部区画整理課	052-951-1467(直通)	窓口担当者にお尋ねください
	愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課	052-954-6516(直通)	toshi@pref.aichi.lg.jp
三重県	(公財)三重県建設技術センター 建設技術部	059-229-5605(直通)	窓口担当者にお尋ねください
	三重県県土整備部都市政策課	059-224-2718(直通)	toshiki@pref.mie.jp
静岡市	静岡市都市局都市計画部都市計画課	054-221-1406(直通)	toshi@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	浜松市都市整備部都市計画課	053-457-2363(直通)	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
名古屋市	(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター 調査課	052-678-2216(直通)	tokeigakkai@nup.or.jp
	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課	052-972-2798(直通)	a2798@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
事務局	日本都市計画学会中部支部行政連携委員会 (大同大学工学部 都市・交通計画研究室)	052-612-5571(代表)	—

【 まちづくりプラットフォームの仕組み 】



【 まちづくりプラットフォーム 有識者照会・回答の手順 】

一、有識者リストからの候補者選び

日本都市計画学会中部支部会員の大学教員等や行政の経験豊富な方々の中から県や市町村の都市計画行政を支援していただける方々のお名前、所属および担当分野を記載した**有識者リスト**は、随時充実を図りながら日本都市計画学会中部支部のホームページに掲載します。

有識者の活用をお考えの際には、まず**有識者リスト**をご覧ください、希望する有識者を複数選定していただきます。なお、**有識者リスト**についてご不明な点などがありましたら、**問い合わせ機関**の事務局（日本都市計画学会中部支部行政連携委員会）までご連絡ください。

二、有識者に関する詳細情報の閲覧

有識者リストには氏名、所属および担当分野しか記載されておりませんので、希望する有識者に関する情報を更に詳しく知るためには、各市町村が所属する県等の**問い合わせ機関**で保管・管理されている**有識者個人情報ファイル**を閲覧していただくことになります。この**有識者個人情報ファイル**には、年齢や研究実績、社会貢献実績などが記載されておりますので、紹介申込を行う際の参考にしていただくことができます。なお、この**有識者個人情報ファイル**は、**問い合わせ機関**のみで保管することとし、各市町村では保管できませんので取り扱い等にご注意ください。

三、有識者紹介申込書の記入と提出（学会支部 HP から Web 申込みも可）

希望する有識者の選定ができましたら、別紙【様式1】の「有識者紹介申込書」に所定の事項を記入し、各市町村が所属する県等の**問い合わせ機関**の窓口担当者（問い合わせ機関にてお聞きください）へ申込みをしていただきます。その際、事前に窓口担当者にご相談いただくとスムーズです。E-mail 等にて申込書を**問い合わせ機関**へご提出いただきますが、E-mail アドレス等が不明な場合は、窓口担当者にご確認ください。

「有識者紹介申込書」については、照会が円滑に行えるよう有識者に希望する活動内容をできるだけ詳しく記入していただくことが重要です。

なお、学会支部 HP（<https://www.epij.or.jp/chubu/>）の「まちづくりプラットフォーム」に Web 申込ページがリンクされていますので、そこから入力し、お申込みいただくことも可能です。

四、有識者に対する照会と回答

有識者に対する照会は**問い合わせ機関**が行います。問い合わせ機関は概ね1週間を目安に有識者への照会を終える方針です。

五、紹介申込者に対する回答

有識者への照会結果は、文書（申込書下段の回答欄）あるいは E-mail にて通知します。申込をした有識者から受諾の回答が得られなかった場合は、希望者を変更して再度申込みをしていただくこととなります。

六、紹介申込者から有識者への依頼

希望した有識者から受諾の回答を得られた場合は、**問い合わせ機関**からの通知に引き続き、各市町村から有識者に対して正式な依頼を行い、活動内容に関する協議・調整をしていただきます。

七、有識者活用結果の報告<任意>

まちづくりプラットフォームの有識者紹介システムを活用した市町村から、別紙【様式2】に基づき**問い合わせ機関**へ「有識者活用報告書」を提出していただくと幸いです。この報告書は、まちづくりプラットフォームにおける活動の更なる改善に役立てられます。